徳山ポートビルにおける自動販売機の設置による販売に関する契約書

山口県(以下「甲」という。)と　　　　　　　　　　　　　　 (以下「乙」という。)とは、乙が甲の工作物の設置を伴う港湾施設の使用許可（以下「工作物設置許可」という）に基づき設置する自動販売機（以下「自販機」という。）による販売に関し、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（自販機の設置場所等）

第２条　自販機の設置場所、売上に応じて乙が甲に納める手数料（以下「売上手数料」という。）の率（以下「売上手数料率」という。）、設置する自販機の機能、販売種類及び業務対応等は、別添「提案書（様式第３号）」、別紙「売上手数料率」及び「公募参加説明書」のとおりとする。

（工作物設置許可及び港湾施設使用料）

第３条　乙は、甲の指定する期日までに、山口県港湾施設管理条例(昭和３１年山口県条例第１３号)に基づき、自販機の設置に伴う工作物設置許可の申請及び港湾施設使用料の納付を適正に行わなければならない。

（設置期間及び契約期間）

第４条　自販機の設置期間は、前条の乙の申請に対し甲が許可した期間とする。

２　本契約の期間は、前項に規定する自販機の設置期間とする。

（契約保証金）

第５条　契約保証金は、免除する。

（自販機の設置及び撤去費用の負担等）

第６条　自販機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用については、乙の負担とする。

（光熱水費）

第７条　乙は、自動販売機の運転に必要な光熱水費を、各月ごとに甲が発行する納入通知書等により、甲の指定する期日までに納めなければならない。

２　乙は、自販機の運転による電気使用量を計測するための子メーターを乙の負担により設置するものとする。

３　乙が負担する電気使用料の額は、乙が設置する子メーターの指示値により計測した電気使用量と山口県が契約を締結した電気事業者との契約に基づき甲が計算した額とする。

（売上手数料等）

第８条　売上手数料は、各自販機の売上実績額（税込）に第２条に規定する各自販機の売上手数料率をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

２　乙は、各自販機に係る各月ごとの売上数、売上実績額（税込）及び売上手数料を、当該月の翌月１０日までに書面により甲に報告するものとする。

３　乙は、売上手数料を、各月ごとに甲の発行する納入通知書により、甲の指定する期日までに納めなければならない。

（販売品目の構成等）

第９条　自販機により販売する品目の構成、種類等については、次のとおりとする。

１　販売品は、缶、ビン、紙パック又はペットボトル等の密閉式の容器入りのものとする。ただし、常時、山口県産品を１品目以上収容するものとする。

　　なお、山口県産品とは、次のいずれかに該当するものをいう。

　　①　山口県内で生産され、採取され、若しくは水揚げされた農林水産物（水を含む。）又は山口県内で製造され、若しくは加工された製品

　　②　①に掲げるものを原材料として製造され、又は加工された製品（水を原材料とする製品は、

水が商品（ナチュラルウォーター等）として販売されるものに限る。）

２　販売開始後に甲から前項第１号又は第２号の品目の構成、種類等の変更について要望があった場合、乙は、誠意をもって対応するものとする。

３　酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）の販売は行わないものとする。

（販売価格）

第１０条　販売価格は、メーカー希望小売価格（定価）を超えない額とする。

（維持管理責任等）

第１１条　商品の補充及び金銭管理等自販機の維持管理については、すべて乙が行うものとする。

２　乙は、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行わなければならない。

３　乙は、自販機の維持管理を第三者に行わせようとする場合は、自販機を設置する日までに、乙と当該第三者との間で委託契約又は協定等を締結し、当該委託契約書又は協定書等の写しを甲に提出しなければならない。

４　乙は、乙が設置した使用済容器の回収ボックス内にある使用済容器を乙の責任で適切に回収し、及びリサイクルしなければならない。

５　乙は、食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受け、許可書の写しを県に提出しなければならない。また、関係法令等を遵守するとともに乙の従業員に対しその徹底を図り、衛生管理に万全を期し、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行わなければならない。

６　乙は、自販機の設置に当たって、据付面を十分に確認した上で安全に設置しなければならない。

７　自販機の故障、問い合わせ、苦情等については、乙の責任において対応しなければならない。

（自販機設置の中止）

第１２条　乙は、正当な理由がない限り、設置期間中は自販機の設置を中止することができない。

２　甲乙協議の上、やむを得ず中止する場合は、乙は２ヶ月前までに書面により甲に申し出て、工作物設置許可を取り下げなければならない。

３　前項の規定により工作物設置許可を取り下げた場合においても、山口県港湾施設管理条例の規定により納付済の港湾施設使用料は返還しない。

（自販機の盗難及び破損）

第１３条　甲は、甲の責めによることが明らかな場合を除き、当該自販機の盗難及び破損に関しては、一切の責任を負わない。

２　乙は、自販機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧をしなければならない。

３　甲は、自販機の毀損、汚損又は紛失を発見した場合は、速やかに乙に通報しなければならない。

４　第２項の復旧に要する経費は、乙が負担するものとする。

（損害の補償）

第１４条　自販機の設置及び販売に関し、第三者に生じた損害については、すべて乙が補償するものとする。ただし、当該事故が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が補償する。

（売上調査）

第１５条　甲は、必要に応じて、自販機に係る売上本数及び売上高について、調査を実施することができる。乙はこれに協力しなければならない。

（自販機の交換・修理）

第１６条　乙が、自販機の点検、修理、又は交換（リプレイス）を実施する場合は、あらかじめその旨を甲に申し出た上で、甲の承諾を受けなければならない。

（契約解除及び原状回復）

第１７条　甲は、乙がこの契約に違反したとき、又は工作物設置許可を取り消されたときは、この契約を解除することができるものとする。

２　乙は前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求できない。また、甲が指定する期日までに自販機を撤去しなければならない。

３　乙は、自販機を撤去したときは、乙の責任と負担において原状回復を行い、甲の確認を受けるものとする。

（疑義の解釈等）

第１８条　この契約書の定めに疑義が生じた事項又はこの契約書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

　この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

　　　　　年　　月　　日

甲　山口県周南市築港町９番１号

山口県周南港湾管理事務所

所長　　林　秀行

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙

別紙「売上手数料率」（第２条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 物件  番号 | 設　　置　　場　　所 | 販　売　種　類 | 売上手数料率(％) |
| １ | 徳山ポートビル１階  待合ホール横 | 清涼飲料水 | ●●．●●％ |